

林道工事監督実施細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この林道工事監督実施細則（以下「実施細則」という。）は、国有林野事業特別会計請負工事監督検査実施要領（昭和49年4月8日付け49林野経第157号。以下「実施要領」という。）第28条の規定に基づき東北森林管理局管内における林道工事の監督に関する技術的基準を定めたもので、監督員の適正な監督業務によって林道工事の施工の厳正を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 林道工事の監督業務は、国有林野事業工事請負契約約款（昭和48年3月31日付け48林野第58号。以下「契約約款」という。）実施要領及び他の法令等に定めるもののほか、この実施細則によって行われなければならない。

(監 督 員)

第3条 監督員（実施要領における監督職員をいう。）は自己の任務と責任を認識するとともに、監督業務の計画的な遂行に努め契約書、契約約款、図面及び仕様書に定められた業務の的確、かつ敏速な処理に努めなければならない。

2 監督員は、補助業務に当たる者に対しては、分掌業務の内容を周知徹底させるとともに、その任務について具体的に指示を与えて実行の万全を期さなければならない。

第2章 一般的業務

(設計図書及び契約内容等の確認)

第4条 監督員は、実行に当たってあらかじめ次の事項を行わなければならない。

- (1) 契約書、契約約款の内容を熟知し、特に特約事項については留意する。
- (2) 仕様書に明示されている工法あるいは出来上り程度等について確認し、特に特別仕様については留意する。
- (3) 設計図の点検照査と内容の確認
- (4) 設計書における積算内容の検討熟知
- (5) 現場説明の内容を熟知し、特に特記事項、質疑応答事項には留意する。
- (6) 工事施工の目的と伐採、集運材、造林等他事業との関連についての確認
- (7) 工事施工に関連する民有地等の取得、施工承諾、支障木支障物件の処理状況、堤防（河川）敷地の使用許可、河川工作物新築等の協議の状態とその内容の確認
- (8) 請負者に貸付する設備、機械又は支給材料等がある場合は、その内容、時期等の確認
- (9) その他必要な事項

(実行に伴う事務処理)

第5条 監督員は、その業務の実行に当たり処理すべき次の事項は、いずれも時期を失することなく確実にその処理を行わなければならない。

(1) 請負代金内訳書の検討及び副申

請負者から請負代金内訳書の提出があったときは、あらかじめ予定価格と落札価格との比率で算出した工種別単価を基準として、その適否を審査検討のうえ、支出負担行為担当官等に必要事項を副申するものとする。

(2) 工事工程表の検討及び副申

工事工程表は、設計工程をもととして契約上請負者の裁量範囲の適否を判断のうえ審査検討し、契約担当官に必要事項を副申するものとする。特に支給材料と工程との関連、河川工事、コンクリート工事と適期との関係等については、十分注意するものとする。

(3) 着工の確認

工事の着工は、一般に契約締結後速やかに行わなければならないが、現場で起工測量及び仮設物の設置その他の準備に着手したときは、これを確認のうえ必要に応じ契約担当官に報告するものとする。

(4) 現場代理人及び主任技術者届の副申

現場代理人及び主任技術者届の提出があったときは、経歴書等によりその適格条件を検討し、特に主任技術者については建設業法第26条に規定する適格条件についてその適否を検討し、その結果を契約担当官に副申するものとする。この場合、その資格等について著しく不相当と認められるときは、理由を附して契約担当官に副申し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(5) 部分検査願の副申

請負者から部分検査願の提出があったときは、既済部分の出来形並びに工事現場に搬入した工事材料等について確認のうえ副申するものとする。

(6) 被害報告書の作成

工事施工箇所が災害を受け、工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料または建設機械器具に損害を生じた旨、請負者からの通知があったときは、ただちに調査を行い、その状況を確認しなければならない。

この場合、特に請負者の善良な管理者としての注意の可否について、認定のための状況、証拠資料（日時、雨量、その他新聞記事）等については、時期を失することなく調査確認しなければならない。

また、請負者の使用人に工事に関連して労働災害を生じた場合も、必要に応じ所定の手続きをとるものとする。

(7) 設計変更の上申

工事内容を変更もしくは工事を一時中止し、またはこれを打切るときは、第14条に基づき所定様式による設計変更の上申をしなければならない。

(8) 工期延期願の副申

請負者から工期延期願の提出があったときは、その責任の所在と期限後における工事完成の見とおし等について意見を附して副申しなければならない。

(9) 完成の確認及び完成届の副申

工事完成届を受理したときは、工事の完了を確認した後、契約担当官に副申しなければならない。

(10) 検査資料の整備

第5章に基づく確認及び検査事項は、検査資料として提示あるいは提示できるように整備しておかなければならない。

(11) 直よう作業員雇用関係調書の作成

現地で使用する直よう作業員については、賃金支払関係並びに関係書類の処理を、所定の様式に従って行わなければならない。

(12) 支給材料、貸付機械等関係調書の作成

支給材料の調達、受渡し、解体材又は発生材等については、その都度所定の事務手続きにより処理しなければならない。

(証拠図書類の作成整備)

第6条 監督員は、その業務の実行に当たっては、その証拠図書類の整備として次の事項を行わなければならない。

(1) 完成図書の作成

工事が完了したときは、所定の様式により完成図書を作成し、とりまとめなければならない。

(2) 完成図、出来形図の点検及び出来高数量図書の作成

工事が完了したときは、完成図、出来形図は測量の成果、出来高等と照合点検のうえ出来形図の作成、各種数量計算書等の作成整備をしなければならない。

(3) 監督記録の記帳及び工事記録の確認

ア 監督日誌は、監督に従事した日について別紙様式により記入するものとする。又、書面により指示及び確認等を行ったものについては、その書面を添付するものとする。

イ 林道施工管理基準に基づき、工事工程表、品質管理記録等の確認をしなければならない。

ウ 工事日報は、着工から完成までの期間について作業内容、作業量、使用機械及びその稼働時間、就労人員、工事材料の使用状況等を記入させるものとし、原則として10日分をとりまとめて請負者から提出させ確認するものとする。

(4) 記録写真の整理

林道施工管理基準に基づき、請負者が記録写真を集しゅうするものとするが、特に必要のある場合には、監督員が写真を撮影し整備しておかなければならない。

(5) 工事材料の検査試験調書のとりまとめ

工事に直接使用する材料等（貸与品、支給材料を含む）は、その検査結果を監督日誌、その他に記録し、整理しておかなければならない。特に材料試験を要するものは、その試験成績表を、又、日々使用する材料で検査を要するものは、その野帳及び納品書等を添付するものとする。

(6) その他必要な事項

その他必要に応じ火薬類申請書写、使用量調べ、資材の納入伝票、材料の品質証明、気象記録等を調整しておくものとする。

第3章 工事の監督及び指示

(指示及び承諾事項)

第7条 監督業務は、すべて契約約款、仕様書（特別仕様書を含む）、設計図、工事工程表、現場説明書等、請負者に契約上明示したものによって行わなければならない。

2 前号のいずれにも明示されていないものについては、発注者と請負者で協議するが、これらのうちで監督員の指示、承諾、確認、検査、報告、立会、指定適否等の事項については、原則として所定様式により、その内容を記録しておかなければならない。

(一般的注意)

第8条 監督員は、その監督業務にあたっては、技術指導に心がけるとともに、工事の粗漏、出来高不足、その他不当工事を生ずることのないように注意しなければならない。

2 監督員は、工程表に基づいてその業務を計画的に行い、特に材料の調合を要するもの、水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外部から明視することのできない工事の施工に当たっては、重点的に注意するとともに施工時期については、施工者と十分なる連絡をとるよう留意しなければならない。

3 監督員は、その業務の執行にあたり、外見的出来形のみにとらわれることなく、その品質について十分な注意を払わなければならない。

4 監督員は、請負者の労務管理、安全衛生ならびに地元との関係等にも留意し、問題があると認められるときは必要な措置について請負者に善処を求めなければならない。

5 監督員は、当該森林管理署、森林事務所、関係事業所並びに関係官公庁その他地元等と工事の施工について連絡を密にし、あらかじめ次の事項について留意し、適切な処理、指導をしなければならない。

- (1) 請負者の入林許可、仮設敷地等の手続
- (2) 国有林野から採取する工事材料の調達
- (3) 請負者に対する林産物の売払
- (4) 林道の使用

- (5) 国有林、民有地の支障木、障害物の収去及び補償等
- (6) 一般の道路、河川、堤防、土地その他工作物等に係わる処理
- (7) 貸与品、支給材料等の数量、品質、引渡時期、引渡場所並びに残材、返納品の処理
- (8) 工事に直接関連する土地、建物の貸借又は施工承諾等
- (9) その他必要事項

(起工測量)

第9条 監督員は、工事着手前に請負者に起工測量及び設計図書との照査を行わせるとともに、これを確認しなければならない。

この場合条件変更等の事実確認等を求められたときは、ただちに調査を行い必要に応じ所定の措置をとらなければならない。

- 2 前項の結果、それが設計基準に合致するものであっても、その構造物として必要な範囲の精度であるか否かを検討し、必要に応じ所要の測点等を設置させなければならない。
- 3 工事の施工によって止むを得ず取除かれる、IP及び重要な中心点等は、着工前に安全な位置へ引照点を設置させるものとする。
- 4 BMが工事のために失われる恐れのあるとき、あるいは施工上の便宜のため重要な構造物附近に仮BMを設ける場合は、立会のうえ設置させるか又は設置結果について照査するものとする。
- 5 用地幅杭は、努めて移動させないようにするものとする。ただし止むを得ない場合は前3項に準じた措置をとるものとする。

(丁張の照査)

第10条 着工に当たっては、設計図に基づいて丁張を設置させ、必要に応じこれを照査するものとする。

(工程の管理)

第11条 監督員は、工事の進捗状況に注意し、遅延すると認められるときは、適切な措置をとらせなければならない。また天災その他の事故又は貸与品、支給材料の遅延等によって工事の進捗が妨げられたときは、支出負担行為担当官に報告しなければならない。

(現場の管理)

第12条 工事施工中は、災害等に対して平素からその未然防止に心がけ、雨水等の排除、特に崩壊、地すべりの恐れのある箇所等は、雨水の浸透を防止する等の配慮を加えるほか、法面の整理、河川の清掃、河床整正、材料置場、仮設建物の位置等防災に留意するものとする。

- 2 請負者の使用人等が地元住民と接触する場合、その他一般公衆に対して迷惑となるような行為のないよう指導する。
- 3 労働基準法、火薬類取締法、道路交通法、河川法、道路法その他関係法令上、手続きを要するものについては、その手続き状況について留意し、また自ら手続

きを要するものについては、法令等に基づきその措置をとらなければならない。

- 4 工事施工に必要な仮設物、機械器具については、種類、数量を確認し、その現場配置の適否について留意するとともに、特に機械の種類、施工法と林地、路体の保全の関連については十分留意し、必要に応じ当該機械の使用の規制等について請負者に措置を求めるものとする。
- 5 工事材料は計画どおりに手配されているかどうかに注意し、現場に搬入された材料のうち次のものは、あらかじめ検査し、所定様式により記入しておくものとする。
 - (1) 設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料
 - (2) 工事の施工中において調合使用するもので、調合について見本検査を受けるものと指定された材料
 - (3) 災害の恐れがある等のため、事前に請負者が届け出た材料

(支給材料、貸付機械)

第13条 支給材料及び貸付機械の引渡しに当たっては、必ず請負者の責任者を立会させ、所定の手続きにより受領書を提出させるものとする。

またこれらについては、善良な管理、使用に努めるよう注意させるものとする。

- 2 貸付機械の返還に当たっては、責任者の立会のもとに検査を行い、損傷等がある場合は貸付条件に基づき修理又は弁償等の措置をとらせなければならない。

第4章 設計変更

(設計変更を必要とする事項)

第14条 工事の内容に変更を生じたときは、遅滞なく所定の手続きを行わなければならない。

1 国の必要によるもの

- (1) 中心線、勾配の変更
- (2) 延長、数量の変更
- (3) 構造物の位置、寸法の変更
- (4) 土取場、残土処理場の位置の変更
- (5) 材料採取の変更
- (6) 附帯設備の変更
- (7) 災害による変更
- (8) その他必要とする変更（新規工種発生）

2 契約約款第18条による変更

- (1) 設計図と現地の不一致（誤測、誤判、地形の変動等）
- (2) 設計図書の表示が不明確
- (3) 設計図書に明示された自然的、人為的な施工条件と現場の相違
- (4) 予期することのできない特別な状態の発生

- 3 設計変更を要する場合の具体的内容及びその取扱いは、別に定める設計変更要領によるものとする。

第5章 確認及び検査

第1節 一般事項

(確認及び検査)

第15条 工事の実行に当たっては、監督業務を適正に行うとともに、これによって得た確認事項は、検査資料として明確にしておかなければならない。

- 2 監督業務の実行に当たっては、特に「予算執行職員等の責任に関する法律」及び「検収事務の適正な執行について」の趣旨に沿い、適正な執行を期さなければならない。

(出来高の明示)

第16条 出来高の確認に当たっては、その寸法、数量を明らかにする図書類を整備しなければならない。この場合、現地の実際の形状と契約に基づく支払対象部分とを、それぞれ明瞭に区分しておかなければならない。

(外部から明視できない部分の確認)

第17条 工事目的物のうち、施工後に工種区分等が容易に判断できない部分については、施工の過程においてこれらを確認しなければならない。この場合確認写真を撮影しておくものとする。

第2節 確認及び検査の要点

(路線の実測)

第18条 中心線及び施工基面高は、実測によってこれを検査しなければならない。

- 2 前項の検査には、第9条による起工測量、測標の設置、引照点、BM等の設置結果も併せ照合しなければならない。

(切土工)

第19条 切土工は、横断面図に切土の法勾配及び法長寸法を実測によって記入させるものとする。土質区分は、客観的かつ適切な判定でなければならない。

- 2 切土工においては、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) 幅員（拡幅に留意）
- (2) 法勾配及び仕上げ
- (3) 法頭の処理
- (4) 切過ぎ及びその法面の処理
- (5) 残土の処理
- (6) 出来形で明視できなくなる土質の区分及び数量の確認

(盛土工)

第20条 盛土工の確認には前条を準用するとともに、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) 植生工の種類、間隔、活着状態
 - (2) 盛土の材料
 - (3) 土取場及び跡整理
 - (4) 軟弱地盤に対する処理
 - (5) 余盛
 - (6) 法尻の整理
 - (7) 土羽打の程度
- (側溝)

第21条 側溝は、その始終点を横断面図等に明示しなければならない。

2 側溝については、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) 土工定規による寸法
- (2) 取付け及び通水状態
- (3) 吐口の状態

(コンクリート工)

第22条 コンクリート構造物は、その寸法を実測等により確認しなければならない。

また必要に応じ、併せて床掘寸法等についても確認するものとする。

2 コンクリート工については、打設後、テストハンマーによるテスト又は手ハンマーによる反響音検査及び穿孔注水検査等により、その品質を確認しなければならない。

3 コンクリート工については、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) セメントの品質規格及びその使用量
- (2) 水質
- (3) 骨材の粒度及び洗浄度
- (4) セメント、骨材の貯蔵状態
- (5) 配合割合
- (6) 材料計量器及び計量法
- (7) ミキサ及びその使用法、練り混ぜ時間等
- (8) 型枠の位置、形状、材料及び組立て方
- (9) コンクリートの打ち込み及び締固め方法
- (10) 打継目の状況
- (11) 養生の状態
- (12) 型枠の取外し時期
- (13) 鉄筋の寸法規格及び配筋の位置、加工組立状況
- (14) 粗石コンクリートの粗石の混入割合及び埋め込み方
- (15) 水中、寒中、暑中コンクリート等についての注意

4 レディミクストコンクリート工については、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) コンクリートの種別

- (2) 骨材の種類
- (3) 空気量
- (4) 指定強度
- (5) スランプ
- (6) 運搬時間の確認
- (7) レディミクストコンクリート納入書並びに配合報告書

5 特に重要なコンクリート工については、次の事項について工事記録の集しゅうに努めるものとする。

- (1) 打設量
- (2) 使用セメントの品質規格
- (3) 使用セメント量
- (4) 水セメント比
- (5) スランプ値
- (6) 強度試験結果
- (7) 突固め及び締固めの方法
- (8) 空気量測定値
- (9) 現場配合及び修正値
- (10) 骨材ふるい分け試験値
- (11) 養生方法
- (12) 型枠取外し日
- (13) 打直し記録
- (14) 鉄筋組立状況
- (15) 打設時、養生期間の天気、気温
- (16) コンクリート品質測定値、配合値等
- (17) その他必要な事項

(石積及びブロック積工)

第23条 石積及びブロック積工の出来形は、埋め戻し前の測定値によって数量を確認しなければならない。

2 石積及びブロック積工については、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) 床掘の状況
- (2) 法の勾配
- (3) 積石あるいはブロックの大きさ、規格、品質
- (4) 積石あるいはブロックの積み方
- (5) 合端の状態
- (6) 胴込、裏込コンクリートの質及び量
- (7) 裏込の大きさ及び量
- (8) 天端仕上げの状態
- (9) 排水孔の設置状況

- (10) 材料の採取地点
- (11) その他必要事項

(溝 渠 工)

第24条 溝渠工については、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) 溝渠の品質、形状、寸法及び数量延長
- (2) 設置位置の方向及び勾配
- (3) 湾曲、波打ちの有無
- (4) 継目の施工状況
- (5) 呑口及び吐口の状況
- (6) 吐口と洪水位との関連
- (7) 基礎工の寸法、規格及び施工状況

(路 盤 工)

第25条 路盤工については、敷厚検収、ます立て検収、敷込数量検収又は車台検収により数量を確認しなければならない。

2 路盤工については、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) 採取地点と指定地点との関連
- (2) 材料の品質
- (3) 材料の粒径
- (4) その他必要事項

(木 橋)

第26条 木橋については、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) 用材の樹種、品質、寸法
- (2) 支給材の支給場所及び支給の時期
- (3) ボルト、金物等の品質、規格、寸法
- (4) ボルト類の緊結の状態
- (5) 防腐材の塗布状況
- (6) 各種合端、仕口の状況
- (7) 架設の位置、方向及び施工基面高
- (8) 橋台、橋脚の基礎、根入りの状況

(鋼橋、鋼桁)

第27条 鋼橋、鋼桁については、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) 各種寸法の確認
- (2) 各種材料の品質及び規格
- (3) 各種材料の剪断その他仕上げ状況
- (4) 溶接及び鋸接の状況
- (5) 塗料及び塗装の状況

2 鋼橋の製作については、次の事項について検査結果の記録を整理しなければならない。

- (1) 橋桁の支間、全長、主桁中心間距離及びキャンバー
- (2) 突き合せ又は隅肉溶接継手の重要な部分については、J I Sに定めるX線透過試験結果

(鋼橋、鋼桁の架設)

第28条 鋼橋、鋼桁の架設については、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) 橋の位置、中心線及び施工基面高
- (2) 各種部材の保管状況
- (3) 架設の方法
- (4) 各種部材の仮組立、現場鋸接及び溶接の状況、主桁継手のボルトの締付け、主桁、横桁のボルトの締付け状況
- (5) 現場塗装の品質規格、塗装回数
- (6) 杓及びアンカーボルトの品質規格及び固定状況
- (7) 高欄、伸縮継手の品質規格及び取付状況

(その他の工種)

第29条 その他の工種については、仕様書、設計図書に基づき、使用材料、施工状況、仕上り寸法等について確認しなければならない。

(仕様と出来高の不一致)

第30条 工事施工中において、仕様と出来高とに差を生じた場合は、実情を検討してすみやかに所定の手続きによる措置をとらなければならない。

(完成報告)

第31条 工事の実行が完了したときは、完成図、出来高数量図書を添えて所定の様式により完成報告をしなければならない。

第6章 雑 則

第32条 直営による林道工事の監督については、この細則を準用するものとする。

附 則

第1条 この実施細則は昭和50年4月1日から施行する。

なお、この実施細則の施行に伴い昭和44年4月20日付け44秋土第83号「林道工事監督基準細則」は、これを廃止する。

